

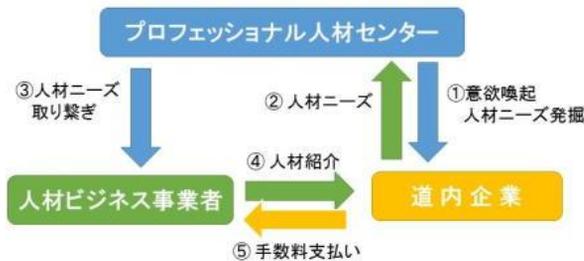
プロフェッショナル人材を活用したい！

プロフェッショナル人材センター運営事業

北海道プロフェッショナル人材センターでは、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性の向上などをリードするプロフェッショナル人材の採用または副業・兼業での活用をサポートします！

制度の内容等

○地域企業の人材確保や経営改善、事業展開等の課題を解決する人材ニーズを発掘し、副業・兼業人材の受け入れによる解決も含め、プロフェッショナル人材の活用ニーズを民間の人材ビジネス事業者に取り次ぎ、マッチングをサポートします。



○人材活用による経営改善やプロフェッショナル人材の活用事例を紹介するセミナーを開催します。

※プロフェッショナル人材とは

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材。

対象事業者など

企業の成長戦略を実現するため、以下のように新たな人材の活用を検討している方は、ぜひお気軽に北海道プロフェッショナル人材センターにご相談ください。

- 商品に自信があるが、新たな販路を開拓していく方法がわからない！
- 新製品・新技術の開発力を高めたい！
- 海外進出するために責任者がほしい！
- 経営を支える管理者がほしい！
- 後継者を中心に将来の経営体制を整えていきたい。

- 人事制度開拓のために、プロフェッショナル人材を一時的に活用したい！
- 期間を限定したプロジェクト単位での課題解決のために、副業・兼業人材を活用したい！

お問い合わせ先

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係 TEL 011-251-3896
北海道プロフェッショナル人材センター TEL011-232-2405

航空機関連産業へ参入したい！宇宙・航空機関連産業の人材を確保・育成したい！

航空機関連産業雇用創造・クラスター事業/宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業

航空機関連産業への道内企業の経営多角化や事業転換に向けた支援、宇宙・航空機関連産業の人材確保や従業員の育成等を支援します。

事業内容（予定）

- ・令和5年度に予定しているプログラムの一部をご紹介します。
詳細や、下記以外のものについては、道のHPをご覧ください。調整中のものは随時掲載します。

■航空機関連産業雇用創造・クラスター事業

プログラム	対象	内容・目的	道HP
外部研修補助金	道内企業（ものづくり産業、航空機関連産業）	道内企業の航空機関連産業への経営多角化や事業転換を支援し、本道ものづくり産業における雇用創造及び産業の振興を図ることを目的とし、外部研修に要する経費を予算の範囲内で補助します。 ■ 1社あたり100万円以内（1従業員あたり50万円以内）、補助率1/2（詳細は要綱をご覧ください）	
北海道航空機関連産業参入促進セミナー	航空業界への参入意欲がある道内ものづくり企業の経営者等	業界の特性及び参入までの道のりや、先進事例等を講師が紹介します。 （定員50名程度、無料） ■ 令和6年1月頃開催予定（調整中）	

■宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業

プログラム	対象	内容・目的	道HP
企業説明会	道内外の大学生・大学院生、工業高等専門学校生、専門学校生、社会人等	宇宙関連産業企業の説明会をリアル&オンラインのハイブリッドで開催予定。セミナーや意見交換により、宇宙関連ものづくり産業や業界への就職も視野に入れた理解を深めます。 ■ 令和5年12月頃開催予定（調整中）	
就業体験会	道内外の大学生・大学院生、工業高等専門学校生、専門学校生、社会人等	宇宙関連産業企業の見学、体験、先輩社員との意見交換により、宇宙関連ものづくり産業や業界への就職も視野に入れた理解を深めます。 ■ 令和5年12月頃開催予定（調整中）	

経済部 スタートアップ推進室（宇宙航空産業担当） TEL 011-204-5336
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sus/uchu-kouku.html>

生活保護受給者等を雇いたい！

特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

ハローワークもしくは自治体が就労支援を行った生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します！

対象となる労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る）

自治体が就労支援もしくは自治体の要請によりハローワークが就労支援している生活保護受給者及び生活困窮者であって、自治体やハローワークが3か月を超えて支援している者（定められた就労支援期間内に就職した者に限ります。）。

支給額

- 1 短時間労働者以外
支給額： 60万円（大企業50万円）
助成期間： 1年（6か月毎に1／2支給）
- 2 短時間労働者
支給額： 40万円（大企業30万円）
助成期間： 1年（6か月毎に1／2支給）

ご利用方法

ハローワークに求人提出する際に生活保護受給者や生活困窮者を雇い入れる意向があることを申し出て下さい。就労支援している生活保護受給者、生活困窮者であることを明らかにしてハローワーク等が職業紹介を行い雇い入れた場合など一定の条件に該当したときに、事業所管轄ハローワークもしくは北海道労働局が支給申請について案内します。

このほかにも、助成金の支給要件があります。本助成金の支給要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局職業安定部訓練課 Tel 011-738-5253
- ・ハローワーク（公共職業安定所）※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

（参照：特定求職者雇用開発助成金）

URL：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seikatsu.html

地域に住む求職者を雇いたい！

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域において、事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を一定の条件で雇い入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します！

助成額

設置・整備に要した費用（300万円以上）、雇入れ人数（3人以上（創業の場合は2人））に応じて、下記の金額を1年ごとに対象労働者の職場定着状況などを考慮の上、最大3回支給します。
※（ ）内は創業に該当する場合の支給額（1回目のみ）（ ）内の額、2回目以降は、下表の額）

設置・整備に 要した費用	対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円 (100万円)	80万円 (160万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円 (120万円)	100万円 (200万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円 (180万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)	600万円 (1,200万円)
5,000万円以上	120万円 (240万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)	800万円 (1,600万円)

◆中小企業事業主の場合、支給額の1/2を第1回目に上乗せ支給

◆「中小企業事業主」の範囲、「創業」と認められる場合、「対象労働者」と認められる労働者、「設置・整備費用」と認められる対象経費にはそれぞれ要件があります。

ご利用方法

・事業所の設置・整備や求職者の雇入れを行う前に所定の計画書（計画期間は最大18カ月）を提出し、その計画が完了した旨の届を提出するなど手続が必要です。

URL : https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワーク等へお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター6F TEL 011-788-9152
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

正社員採用を前提として試行的に雇用したい！

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

業務遂行に当たっての適正や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を短期間（原則3か月間）試行的に雇用（トライアル雇用）する場合に、一定額を助成します！

助成額

試行雇用労働者1人につき月額最大4万円（最長3か月分）
ただし、母子家庭の母等・父子家庭の父を対象とした場合は月額最大5万円
なお、雇用期間が1か月に満たない月がある場合は就労日数に応じた額を支給

対象となる労働者

「職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者」であって、要件を満たし、トライアル雇用が必要であると認められた者

ご利用方法

- ・トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める対象労働者を安定所・紹介事業所等の紹介で雇い入れることが条件となります。
- ・障害者トライアルコースに関しては厚生労働省HPをご参照ください。
- ・URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F TEL 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

季節労働者を通年で雇いたい！

通年雇用助成金

季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成します！

支給額

- 1 事業所内就業及び事業所外就業の場合
申請対象者1人あたり1対象期間に支払った賃金の1/2（第1回目は2/3）
限度額 1人あたり54万円（第1回目は71万円） 継続3回まで
- 2 業務転換の場合
申請対象者1人あたり業務転換を開始した日から6か月の期間に支払った賃金の1/3
限度額 1人あたり71万円 1回限り
- 3 休業の場合
1対象期間に支払った賃金及び、1休業期間に支払った休業手当（最大60日分）の1/3
（第1回目は1/2）
限度額 1人あたり54万円（新規継続労働者は71万円） 2回まで
- 4 職業訓練の場合
季節的業務に係る職業訓練の経費の1/2（季節的業務以外の職業訓練は2/3）
限度額 1人あたり3万円（季節的業務以外は4万円） 3回まで
- 5 新分野進出の場合
事業所の設置等に要した経費の1/10
限度額 500万円 継続3回まで
- 6 季節トライアル雇用
トライアル雇用終了後、常用雇用に移行した日から6か月の期間に支払った賃金の1/2の額から、トライアル雇用により支給されたトライアル雇用助成金の額を減額した額
限度額 71万円 1回限り

ご利用方法

厚生労働大臣が指定する業種（林業、建設業、水産食料品製造業等）の事業主が対象です。（季節トライアル雇用は指定業種以外の事業主が対象）

URL : https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tsuunen_koyou.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。
上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 TEL 011-738-1043
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

不安定雇用を繰り返している求職者を雇いたい！

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことで等により十分なキャリア形成がなされなかったために正規雇用労働者としての就業が困難な者をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、事前に対象労働者であることを確認したうえで、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します！

対象労働者

以下のすべての要件を満たす者に限ります。

- ①1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日までの間に生まれた者
- ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- ③職業紹介を受けた日に安定した職業に就いていない者であって、安定所・職業紹介事業者等において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

支給額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6カ月毎に第1期、第2期に分けて次の金額を限度として支給されます。

- ・大企業
支給額 50万円 … 第1・2期 各25万円
- ・中小企業
支給額 60万円 … 第1・2期 各30万円

ご利用方法

- ・以下の要件を全て満たす正規雇用労働者として雇用することが条件となります。
 - ①期間の定めのない労働契約を締結していること。
 - ②所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
 - ③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態等の各労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- ・その他、正規雇用労働者の定義が就業規則等で明確に規定されていることなどの要件があります。
- ・URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158169_00001.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F Tel 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

「年齢にかかわらず働ける企業」を目指したい！

高齢者雇用に関する事業主への支援

「年齢にかかわらず働ける企業」に向けて高齢者の雇用管理の改善や多様な就業機会の確保等に取り組む事業主に対して、高齢者の雇用に関する技術的事項の相談・助言等を行います。

制度の内容等

○相談・助言サービス

高齢者雇用アドバイザー及び70歳雇用推進プランナー（以下「高齢者雇用アドバイザー等」と言います。）が企業を訪問の上、高齢者の雇用を進めるための課題を把握・整理し、問題解決のための手順・方法等について、以下に関する専門的かつ技術的な相談・助言を行います。

- ・人事管理制度の整備に関すること
- ・賃金、退職金制度の整備に関すること
- ・職場改善、職域開発に関すること
- ・能力開発に関すること
- ・健康管理に関すること
- ・その他高齢者等の雇用問題に関すること

○制度改善提案

高齢者雇用アドバイザー等が将来に向けた高齢者の戦力化のために、70歳までの定年引上げや70歳までの継続雇用延長等の制度改善に関する具体的な提案を行います。

○企画立案等サービス

高齢者雇用アドバイザー等が、その専門性を活かして人事・労務管理上の諸問題について具体的な解決案を作成し、高齢者の継続雇用等を図るための条件整備を支援します。

また、中高齢従業員の就業意識の向上等を支援するために、研修プランをご提案し、研修を行います。

※ 高齢者雇用アドバイザー及び70歳雇用推進プランナーとは、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている専門家です。

費用

○相談・助言サービス及び制度改善提案は無料です。

○企画立案等サービスは有料ですが、費用の一部を当機構が負担します。

※詳細はお問い合わせください。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課

TEL 011-622-3351

URL : https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary_services.html

高齢者や障がい者を雇いたい！

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

高齢者、障がい者等の就職が特に困難な者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します！

対象となる労働者

60歳以上の者、身体・知的・精神障がい者、母子家庭の母等、父子家庭の父など。

支給額

- 1 下記3及び5以外の対象者（60歳以上の者、母子家庭の母等、父子家庭の父など）
※短時間労働者を除く
支給額：60万円（大企業50万円）
助成期間：1年（6カ月毎に1/2支給）
- 2 1のうち短時間労働者
支給額：40万円（大企業30万円）
助成期間：1年（6カ月毎に1/2支給）
- 3 下記5以外の身体障がい者、知的障がい者 ※短時間労働者を除く
支給額：120万円（大企業50万円）
助成期間：2年（大企業1年）（6カ月毎に1/4（大企業1/2）支給）
- 4 上記3又は下記5のうち短時間労働者
支給額：80万円（大企業30万円）
助成期間：2年（大企業1年）（6カ月毎に1/4（大企業1/2）支給）
- 5 重度障がい者、45歳以上の身体障がい者及び知的障がい者又は精神障がい者 ※短時間労働者を除く
支給額：240万円（大企業100万円）
助成期間：3年（大企業1年6カ月）（6カ月毎に1/6（大企業1/3）支給）

ご利用方法

- ・職業紹介を受けた日に失業等の状態にある者（雇用保険の被保険者でない者）を雇い入れることが条件となります。
- ・URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。
上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F TEL 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

就職困難者を成長分野で雇いたい！

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース【成長分野】）

デジタル・グリーン分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、就職困難者（未経験職種への就職を希望する方）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、や職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額な助成金を支給します。

対象労働者・助成額

対象労働者	助成額（短時間労働者以外）	助成額（短時間労働者）
高年齢者（60歳以上） 母子家庭の母等 生活保護受給者等	45万円×2期 (37.5万円×2期)	30万円×2期 (22.5万円×2期)
就職氷河期世代不安定雇用者		—
身体・知的障がい者 発達障がい者、難治性疾患患者	45万円×4期 (37.5万円×2期)	30万円×4期 (22.5万円×2期)
重度障がい者等 (重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者)	60万円×6期 (50万円×3期)	

- ・対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、上表の金額が支給対象期（6か月）ごとに支給されます。
- ・（ ）内は、中小企業以外の企業に対する助成額・助成対象期間です。
- ・短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

対象事業主

- ①～④のすべてに該当する事業主です。
- ① 上記対象労働者種別に対応する特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。
- ② 対象労働者を、次のいずれかの成長分野等の業務に従事させる事業主であること。
デジタル化関係業務 ・ グリーン化、カーボンニュートラル化関係業務
- ③ 対象労働者に対して、雇用管理改善または職業能力開発に関する取り組みを行うこと。
- ④ ②と③についての報告書を提出すること。

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。
上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F TEL 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

就職困難者を雇い入れ・人材育成をしたい！

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース【人材育成】）

就職困難者（未経験職種への就職を希望する方）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、人材育成（人材開発支援助成金を活用した訓練を実施）を行い、賃金引上げに取り組む事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

対象労働者・助成額

対象労働者	助成額（短時間労働者以外）	助成額（短時間労働者）
高年齢者（60歳以上） 母子家庭の母等 生活保護受給者等	45万円×2期 （37.5万円×2期）	30万円×2期 （22.5万円×2期）
就職氷河期世代不安定雇用者		—
身体・知的障がい者 発達障がい者、難治性疾患患者	45万円×4期 （37.5万円×2期）	30万円×4期 （22.5万円×2期）
重度障がい者等 （重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者）	60万円×6期 （50万円×3期）	

- ・対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、上表の金額が支給対象期（6か月）ごとに支給されます。
- ・（ ）内は、中小企業以外の企業に対する助成額・助成対象期間です。
- ・短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

対象対象事主

- ①～④のすべてに該当する事業主です。
- ① 上記対象労働者に対応する特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。
- ② 対象労働者を、一定の職業能力を必要とする業務に従事させる事業主であること。
具体的には、次のa又はbのいずれかの人材開発支援助成金を活用した訓練と関連した業務であり人材開発支援助成金を活用した訓練を実施すること。
 - a 1コースの実訓練時間数等が50時間以上の訓練
 - b a以外（50時間未満）の次の訓練
（人材育成支援コース（有期実習型訓練）、人への投資促進コース（高度デジタル人材等訓練）、事業展開等リスティング支援コース、特定訓練コース（労働生産性向上訓練、熟練技能育成・承継訓練）、特別育成訓練コース（中長期的キャリア形成訓練、有期実習型訓練））
- ③ 「賃金引上げ計画」の計画期間（最大3年）内に対象労働者の採用時（試用期間がある場合は本採用時）の「毎月決まって支払われる賃金」を5%以上引き上げる事業主であること。
- ④ ③についての「賃金引上げ計画書」と「賃金引上げ報告書」を提出する事業主であること。

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。
上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F Tel 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

高齢者の賃金制度を整備したい！

高年齢労働者処遇改善促進助成金

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して支給します。

支給要件

以下の①～③のいずれの要件も満たす必要があります。

- ① 以下のAとBを算出・比較し、**75%以上**であることが確認できる事業主
A すべての算定対象労働者の60歳到達時点での1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金
B 賃金規定等を増額改定した後のすべての算定対象労働者の、1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金
- ② 賃金規定等の改定後の高年齢雇用継続基本給付金の総額が、賃金規定等の改定前よりも減少している事業主
- ③ 支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用している事業主

算定対象労働者

事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給しているすべての労働者

支給申請回数

支給対象期の第1期から第4期まで（6か月ごと）の最大4回（2年間）

支給金額

$(A - B) \times 2 / 3$ （中小企業以外は $1 / 2$ ）を乗じた額（100円未満切り捨て）

- A 賃金規定等の改定前6か月間の高年齢雇用継続基本給付金の総額
- B 賃金規定等の改定後に、各支給対象期※を支給対象期間として算定対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金の総額

※ 賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月から最初の6か月間を支給対象期の第1期とし、以降6か月ごとに第2期、第3期、第4期とします。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。北海道労働局雇用助成金さっぽろセンターへお問い合わせください。

◆ 雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL : 011-788-9132

◆ インターネットでの検索

高年齢労働者処遇改善促進助成金

検索 

◆ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00039.html

厚労省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働
> 雇用 > 高年齢労働者処遇改善促進助成金

高齢者の定年を引き上げたい！

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

高齢者の雇用の促進を図るため定年の引き上げ等を行った事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。

支給額

【定年引上げ又は定年の定め廃止】

()は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳への引上げ	66歳～69歳への引上げ		70歳未満から 70歳以上への 引上げ	定年(70歳未満 に限る)の定め の廃止
		(5歳未満)	(5歳以上)		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

【希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用】

措置内容(雇用延長年齢) 60歳以上 被保険者数	66～69歳への 引上げ	70歳未満から 70歳以上への 引上げ
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

★定年引上げと、継続雇用制度の導入等を合わせて実施した場合の支給額は、いずれか高い額のみとなります。

【他社による継続雇用制度の導入】

措置内容(雇用延長年齢)	66～69歳への引上げ	70歳未満から70歳以上への引上げ
支給額(上限額)	10万円	15万円

定年引上げ等の実施

- ・就業規則等により、旧定年年齢を上回る65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入等のいずれかの制度を実施し、改正前後の就業規則を支給申請日の前日までに労働基準監督署へ届け出ること。(常時雇用する従業員が10人以上の事業所の場合)
- ・改正後就業規則を労働基準監督署に届出を行うこと。(常時雇用する従業員の人数に関わりません)
- ・就業規則により定年の引き上げを実施する場合は専門家等に就業規則の改正を委託し経費を支出したこと。または労働協約により定年の引上げ等の制度を締結する場合はコンサルタントに相談し経費を支出したこと。

対象者・対象事業者など

【対象被保険者】

- ・支給申請日の前日において、当該事業主に常時雇用する労働者として1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者であること。(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く)

【対象事業主】

- ・雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ・労働協約又は就業規則を書面により定めていること。また、常時雇用する従業員が10名以上の事業所においては、改正前後の就業規則を支給申請日の前日までに労働基準監督署へ届けていること。
- ・高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施していること。
- その他、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条及び第9条第1項を遵守していることや雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課

TEL 011-622-3351

URL : https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy_keizoku.html

高齢者の雇用管理制度を整備したい！

65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高年齢者の雇用管理整備措置を実施した事業主に対して、国の予算の範囲内で助成金を支給します。

支給額

支給対象経費（高年齢者の雇用管理整備措置の実施に必要な専門家への委託費・コンサルタントの相談等に要した経費のほか、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（その経費が50万円を超える場合は50万円）とし、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。）の額に、次の助成率を乗じた額。

中小企業事業主 の助成率	中小企業事業主以外 の助成率
60%	45%

※1 事業主につき最初の1回の支給に限っては、中小企業事業主の支給額は30万円、中小企業事業主以外の支給額は22万5千円となります。（2回目以降の申請は、50万円を上限とする経費の実費が支給対象経費となります）

主な受給要件

企業内における高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備の措置を、次の(1)～(5)により実施した場合に受給することができます。

- (1) 「雇用管理整備計画書」を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画内容について認定を受けること。
- (2) 上記計画に基づき、高年齢者雇用管理整備の措置を実施し、当該措置の実施の状況及び雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月間の運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (3) 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（※2）であって、講じられた高年齢者雇用管理整備の措置により雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること。
※2 短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。
- (4) 雇用管理整備の措置の実施に要した支給対象経費を支給申請日までに支払ったこと。（対象経費の詳細はお問い合わせください）。

○ その他、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条及び第9条を遵守していることや雇用関係助成共通の要件などいくつかの受給要件があります。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課

TEL 011-622-3351

URL : https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy_hyouka.html

有期契約労働者の高齢者を無期雇用労働者へ転換したい！

65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。

支給額

対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）を支給します。

主な受給要件

企業内における高年齢者の無期雇用転換を図るための「無期雇用転換計画」を、次の(1)～(4)によって実施した場合に受給することができます。

(1) 無期雇用転換計画の認定

高年齢者の無期雇用転換のための次の[1]～[3]の要件を具備した「無期雇用転換計画書」を作成し、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出してその認定を受けること。

[1] 無期雇用転換制度の整備

有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度（実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するもの）を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定している事業主であること。

[2] 高年齢者雇用等推進者の選任

[3] 高年齢者の雇用管理に関する措置の実施（下記の(a)～(g)までの措置を1つ以上実施していること。

- (a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- (b) 作業施設・方法の改善
- (c) 健康管理、安全衛生の配慮
- (d) 職域の拡大
- (e) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- (f) 賃金体系の見直し
- (g) 勤務時間制度の弾力化

(2) 無期雇用転換の措置の実施

(1)の無期雇用転換計画に基づき、当該無期雇用転換計画の実施期間内に無期雇用への転換を実施したうえで、転換後6ヶ月分の賃金を支給していること。

(3) 支給申請日において当該制度を継続して運用していること。

(4) 転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと。

※その他、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条及び第9条第1項を遵守していることや雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高年齢・障害者業務課

TEL 011-622-3351

URL : https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy_muki.html

障がい者の雇用・職場定着・職場復帰に取り組みたい！

障がい者雇用支援事業

障がい者の雇用や職場定着を図りたい事業主・うつ病等精神疾患で休職中の方の職場復帰を円滑に進めたいとお考えの事業主等に対して、支援を実施しています。

支援内容

○障がい者の雇用や職場定着、職場復帰に関する相談（事業主支援計画の策定）

障がい者の雇用や職場定着を検討されている事業主に対して、専門的なアドバイスを行っています。

【相談事例】

- ①雇用の相談：採用に向けて、何から取り組めば良いか？
- ②雇用管理サポーターの活用：職場環境の整備や雇用管理はどのようにすれば良いか？
- ③職務創出：障がい者にどんな仕事が合うのか？
- ④社員研修：上層部や職場の担当者に障がい者雇用の理解を得るためにはどうすれば良いか？
- ⑤職場適応支援：採用後、職場定着に向けて支援はしてもらえるのか？

※事業主のニーズに応じて、希望のメニューを組み合わせでご相談いただけます。

※ご相談の上、事業主支援計画を策定し、それに基づき支援を実施します。



希望に応じて、下記の支援に移行します

1 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援

事業主に対して、職場での障がい者との関わり方や指導方法等、雇用管理についての助言等を行います。

支援方法： 職場を訪問し、課題改善に向けての相談、助言を行います。雇用前から雇用後までご希望に応じて支援開始のタイミングを調整いたします。

支援期間： 標準2～3ヶ月の支援期間を設定します。

対象者： 障害者手帳の有無や障がい種別は問いません。

支援頻度： 必要に応じて、週1回～週4回程度、短時間～終日支援。状況に応じて相談の上、調整させていただきます。

支援終了後： 支援期間終了後は、フォローアップ支援に移行します。定期訪問や電話・メール等により状況を確認の上、必要な支援を行います。

2 職場復帰（リワーク）支援

職場復帰に向けたコーディネートを行い、適応力の向上や再発防止のための支援をしています。

支援方法： 支援対象者（休職者）・事業主・主治医の三者合意に基づいて、職場復帰に向けた活動の進め方や目標について合意形成（コーディネート）を図ります。その後、センター内での支援を実施します。

支援期間： 個別に設定しますが、標準的な支援期間（センター内での支援）は概ね3ヶ月程度です。

対象者： うつ病等の精神疾患で休職中の方、及びその方の雇用事業主

支援終了後： フォローアップ支援を行います。

ご利用方法

- ・当センターの利用は無料です。
- ・まずは、下記までお気軽にお問い合わせください。
- ・当センターが実施している支援内容について詳しくお知りになりたい場合には、毎月、当センターが実施しております利用説明会にもご参加いただけます（日程や予約方法等については下記ホームページをご覧ください）。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

北海道障害者職業センター（札幌本所）TEL 011-747-8231

北海道障害者職業センター（旭川支所）TEL 0166-26-8231

URL：<https://www.jeed.go.jp/location/chiki/hokkaido/>

障がい者の雇用環境を整備したい！

障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

事業主等が障がい者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理をはかるための特別な措置を行わなければ、障がい者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して助成金を支給します。

助成金の種類

助成金種別	助成金概要
障害者作業施設設置等助成金	障がい者が業務を円滑に進められるように作業施設、設備等の整備を行う際にその費用の一部を助成する助成金（トイレ、スロープ、点字ソフト購入等）
障害者福祉施設設置等助成金	障がい者の福利を充実させるために、福利厚生施設の整備等を行う際にその費用の一部を助成する助成金（休憩室、給湯室等）
障害者介助等助成金	障がいの種類や、程度に応じた雇用管理を行うために必要な介助等の措置を行う際にその費用の一部を助成する助成金（職場介助者の委嘱または配置、手話通訳・要約筆記担当者等の委嘱、重度訪問介護サービス利用者等職場介助、障害者相談窓口担当者の配置助成金）
重度障害者等通勤対策助成金	障がい者の通勤を容易にするための措置を行う際にその費用の一部を助成する助成金（住宅・駐車場の賃借、重度訪問介護サービス利用者等通勤援助など）
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を多数雇用する事業主が、障がい者のために事業施設等の整備を行う際にその費用の一部を助成する助成金
職場支援員の配置又は委嘱助成金	障がい者の業務の遂行に必要な援助や指導を行うため、職場支援員を配置（雇用）又は委嘱した場合にその費用の一部を助成する助成金
職場復帰支援助成金	中途障がい者等に対して、職場復帰後の本人の能力に合わせて、以下の①～③の職場復帰のための措置を講じる場合にその費用の一部を助成する助成金 ①時間的配慮等、②職務開発等、③職務開発等に伴う講習
職場適応援助者助成金（訪問型職場適応援助者）（企業在籍型職場適応援助者）	障がい者の職場適応のために、訪問型職場適応援助者または企業在籍型職場適応援助者による支援を実施させた事業主に対して助成する助成金

支給対象障がい者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、中途障がい者等（※）であって、週の所定労働時間が20時間以上（精神障がい者のあつては15時間以上）で、対象期間における各月ごとの実態の労働時間が80時間以上（精神障がい者にあつては60時間以上）の月が半分を超えていることにより判断します。
※助成金の種類によって発達障がい者、難病患者、高次脳機能障がい者が対象となる場合もあります。

支給対象事業主等

障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業所であつて、障がいの種類又は程度に応じた助成対象となる措置を実施する事業所の事業主等（※）。

（※）重度障害者等通勤対策助成金は、事業主だけでなく事業主団体も対象となります。

ご利用方法

助成金を受けようとする事業主等は、定められた期間内に障害者助成金資格認定申請書及び助成金ごとに定められている添付書類を、下記の担当窓口を経由して、当該機構本部に提出してください。
受給資格の認定後に、別途支給請求手続きが必要となります。

留意事項

- ・助成金ごとに対象障がい者の雇用継続義務期間、対象施設設備等使用義務期間があります。
- ・対象障がい者の雇用状況と施設設備の使用状況を確認するために支給決定日から1年後と2年後の雇用継続義務期間経過後に実施状況報告書等を提出していただきます。
- ・助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。
詳細は下記機構HPを参照願います。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課

TEL 011-622-3351

URL : <https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>

障がい者を雇用したい！

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）

就職が困難な障がい者を短期間（約3～6か月間）試行的に雇用（トライアル雇用）する場合に、一定額を助成します！

支給額

1 障害者トライアルコース

対象労働者1人当たり月額4万円（最大3か月）

ただし、精神障害者を雇い入れる場合は、支給対象期間が最大6か月となり、最初の3か月は月額8万円、残り3か月は月額4万円の支給となります。

欠勤等により就労日数が就労予定していた日数より少ない場合は減額支給又は不支給になる場合があります。

2 障害者短時間トライアルコース

対象労働者1人当たり月額4万円（最大12か月）

※ 障害者短時間トライアルコースとは

ハローワークに求職登録している精神障がい者・発達障がい者を、原則3か月以上12か月以内、週10時間以上20時間未満の雇用契約で雇い入れ、同期間中に週20時間以上働くことを目指していきます。

対象労働者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難治性疾患患者等

ご利用方法

・ハローワークの紹介により対象労働者を障害者トライアル雇用、または障害者短時間トライアル雇用として雇入れることが条件となります。

URL：https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

・北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 Tel 011-738-1053

・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

発達障がい者や難治性疾患患者を新たに雇いたい！

特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障がい者及び難治性疾患患者を常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を報告する事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します！

対象労働者

- 次のイ又はロに掲げるもの。原則、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である者を除きます。
- イ 医師の診断書等により、発達障がい者であることが確認できる者
 - ロ 難治性疾患を有する者（障害者総合支援法の対象疾病と同じ）

助成額

- ・ 短時間労働者以外の者
支給総額 120万円（大企業50万円）
第1期～第4期 各30万円（4回）（大企業は第1期・第2期 各25万円（2回））
- ・ 短時間労働者（1週間当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満）
支給総額 80万円（大企業30万円）
第1期～第4期 各20万円（4回）（大企業は第1期・第2期 各15万円（2回））

ご利用方法

- ・ 対象労働者をハローワークの紹介により一般被保険者として雇い入れ、助成金支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められることが必要です。
- ・ ハローワーク職員が事業所訪問を行い、雇用管理等の状況を確認及び指導することとなります。
- ・ URL : https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu_nanchi.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・ 北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 Tel 011-738-1053
- ・ ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。